

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年10月29日（平成27年（行情）諮問第638号）及び
平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第161号）

答申日：平成29年11月16日（平成29年度（行情）答申第320号及び
同第321号）

事件名：「主要国の軍隊に関する研究」に関して行政文書ファイルにつづら
れた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

「主要国の軍隊に関する研究」に関して行政文書ファイルにつづら
れた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『主要国の軍隊に関する研究』に関して行政文書ファイルにつづら
れた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」
（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる16
文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし
た各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月24日付け防官文第1
0073号（以下「原処分1」という。）及び同年10月23日付け防官
文第16846号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処
分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」とい
う。）が行った開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、
当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件にお
ける国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の
電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので
ある。

また、電磁的記録が特定されていない文書についてもその特定を求
める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 改めて文書の特定を求める。

文書10ないし文書16については、文書の特定が不十分である。改めて個々文書を特定明示するべきである。

キ 先行開示決定文書の紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈にしたがい、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

(2) 意見書

本件複写の交付にあたって諮問庁は文書をねつ造している。

ア ねつ造の経緯について説明を求める。

異議申立人は、本件対象文書の複写の交付を受けた際に、このうち電磁的記録を指定した複写が「紙媒体をスキャナで読み込んだPDFファイル」の模様だったので、その確認を諮問庁に行った。

これに対する諮問庁の回答は、要するに「紙媒体をスキャナで読み込んだPDFファイル」の電磁的記録しか存在しないとの説明であっ

た。

ところが今回、情報公開・個人情報保護審査会に提出された理由説明書によると、対象文書の電磁的記録は「文書作成ソフトにより作成したデータをPDFファイル化したもの」であるという。

ということは、諮問庁は本件対象文書の複写の交付に当たって、本来存在しなかった「紙媒体をスキャナで読み込んだPDFファイル」の電磁的記録を新たに作成し、複写の交付を行ったわけである。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

この国の解釈に従えば、当初存在しなかった電磁的記録を新たに作成して、これを特定したとする諮問庁の行為は、文書のねつ造以外の何物でもなく、当初の説明との違いについて補充説明を求めるものである。

イ ねつ造された文書は本来の文書と異なる。

本件対象文書でねつ造（交付された複写）は「文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したもの」と内容が異なる。

その一例として交付された複写のうち一部に対象文書に本来存在しないと思われる情報が写っている。

おそらくねつ造の過程で異なる内容が混ざったものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「『主要国の軍隊に関する研究』に関して行政文書ファイルにつづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、まず、平成27年6月24日付け防官文第10073号の別紙中、番号1の表紙及びはしがき並びに番号2から5までのそれぞれの表紙及び巻頭言（以下「先行開示決定文書」という。）について開示決定処分を行い、同年10月23日付け防官文第16846号により、本件対象文書のうち残りの部分につき、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりである。

3 本件対象文書の電磁的記録について

別紙に掲げる文書1から文書5までの電磁的記録は、陸上自衛隊研究本部がいわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したもので

あり、また、文書7から文書9までの電磁的記録は、陸上自衛隊研究本部が調査研究を委託した法人から納入された成果物である電磁的記録をPDF化したものであり、それぞれのPDF化する前のデータはPDFを作成した後に廃棄している。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録の作成手順は上記3のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) なお、異議申立人が、電磁的記録が特定されていない行政文書についても、電磁的記録を特定するよう求めるため、改めて探索を行った結果、別紙の文書6については電磁的記録を保有していることが確認されたことから、当該電磁的記録を本件開示請求に該当する行政文書として特定し、開示することとするが、それ以外の文書については、陸上自衛隊研究本部の関係部署において改めて行った探索においても、特定した電磁的記録以外の電磁的記録の存在を確認できなかった。

(3) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(4) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議

申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 異議申立人は、「文書10ないし文書16については、文書の特定が不十分である。」として、改めて個々文書を特定するよう求めるが、別紙の文書10から16までの文書は、それぞれ中国、ロシア、北朝鮮、韓国、米国、中東・欧州・南アジア・東アジア・アフリカ及び国内情勢を対象として、関連の文献や新聞記事等を取りまとめたものであり、これらはそれぞれ一の行政文書として管理していることから、原処分のとおり特定したものであり、行政文書の特定は適切に行われている。
- (7) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。
- (8) なお、異議申立人が「『行政文書』に関する国の解釈に従い」、先行開示決定文書の紙媒体についても特定するよう求めるため、改めて探索を行った結果、先行開示決定文書の紙媒体を保有していることが確認され、当該文書は本件開示請求に合致する文書と思われることから、当該文書を本件開示請求に該当する文書として特定し、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月29日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第638号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成28年2月18日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第161号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年3月3日 審議（同上）
- ⑥ 平成29年10月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第638号及び平成28年（行情）諮問第161号）
- ⑦ 同年11月14日 平成27年（行情）諮問第638号及び平成28年（行情）諮問第161号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書16の16文書である。

異議申立人は、原処分取消し並びに本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録及び先行開示決定文書の紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、文書6の電磁的記録及び先行開示決定文書の紙媒体を追加的に特定するが、その余の部分については、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の関係者が行った、主要国の軍隊に関する研究をまとめた文書である。

イ 本件対象文書のうち、文書1ないし文書5については、研究本部の担当者がその原稿を電磁的記録として作成したが、作成後に改ざん防止の観点から、紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である電磁的記録は廃棄した。

ウ 本件対象文書のうち、文書6ないし文書9については、研究本部が調査研究を委託した法人から納入された成果物である電磁的記録をPDF化したものであり、それぞれをPDF化する前の電磁的記録はPDFを作成した後にいずれも廃棄している。

エ 本件対象文書のうち、文書10ないし文書16については紙媒体の文書であり、研究本部においてその電磁的記録は保有していない。

オ 原処分に当たり、研究本部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書1ないし文書9のPDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録及び本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、文書1ないし文書9のPDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)イないしオの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

ア 法人の主査の氏名

別表の番号1欄に掲げる不開示部分のうち、文書14の716枚目の不開示部分には、研究本部が調査研究を委託した法人の主査の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 自衛隊員の個人情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分のうち、文書14の716枚目を除く不開示部分には、自衛隊員の経歴に関する情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文後段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されているため、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 組織編成に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、研究本部の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 情報業務に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、研究本部の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報業務に関する能力、情報関心等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方において、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害され

るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、処分庁は文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化した対象文書の電磁的記録を保有しているにもかかわらず、紙媒体をスキャナで読み込んだPDF形式の電磁的記録で開示実施した旨主張するが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法18条に基づいて諮問すべき事項に当たらないため、当審査会が答申すべき対象とは認められない。

なお、紙媒体をスキャナで読み込んだPDF形式の電磁的記録で開示実施した趣旨を諮問庁に確認したところ、特定したPDF形式の電磁的記録をそのまま開示した場合、不開示とした情報が復元され、その内容が判明するおそれがあるため、開示の実施に当たっては不開示とした部分に被覆を施したPDF形式の電磁的記録を用紙に一旦印刷し、それをスキャナで読み込んだPDF形式の電磁的記録で開示実施したとのことであった。

(2) 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 主要国の軍隊 第 1 中国軍 平成 24 年 3 月 研究本部
- 文書 2 主要国の軍隊 第 2 ロシア軍 平成 24 年 10 月 研究本部
- 文書 3 主要国の軍隊 第 3 北朝鮮軍 平成 25 年 3 月 研究本部
- 文書 4 主要国の軍隊 第 4 米国軍 平成 25 年 11 月 研究本部
- 文書 5 主要国の軍隊 第 5 韓国軍 平成 26 年 3 月 研究本部
- 文書 6 諸外国における国益と国家安全保障戦略 平成 23 年 3 月 特定法人
- 文書 7 「主要国における財政状況及び予算・国防費の将来動向」に関する調査研究 調査研究報告書 平成 24 年 3 月 特定法人
- 文書 8 「中国周辺諸国の対中戦略」に関する調査研究報告書 平成 25 年 3 月 特定法人
- 文書 9 「各国の宇宙軍事利用」に関する調査研究報告書 平成 25 年 3 月 特定法人
- 文書 10 中国関連資料
- 文書 11 ロシア関連資料
- 文書 12 北朝鮮関連資料
- 文書 13 韓国関連資料
- 文書 14 米国関連資料
- 文書 15 中東・欧州・南アジア・東アジア・アフリカ関連資料
- 文書 16 国内情勢関連資料

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	「はじめに」の 20 ないし 24 行目の隊員の期別及び職種	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	「はじめに」の 24 ないし 29 行目の隊員の期別及び職種	
	文書 3	「はじめに」の 21 ないし 24 行目の隊員の期別及び職種	
	文書 4	「はじめに」の 21 ないし 26 及び 28 行目の隊員の期別及び職種等	
	文書 5	「はじめに」の 26 ないし 28 行目の隊員の期別及び職種	
	文書 1 4	716 枚目の主査の氏名	
2	文書 1	「はじめに」の 31 行目の隊員の役職名の一部	研究本部の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の研究開発業務の態勢が推測され、陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	「はじめに」の 32 行目の隊員の役職名の一部	
	文書 3	「はじめに」の 31 行目の隊員の役職名の一部	
	文書 4	「はじめに」の 35 行目の隊員の役職名の一部	
	文書 5	「はじめに」の 32 行目の隊員の役職名の一部	
3	文書 1	別冊第 1 の 1 - 2 ないし 1 - 8 のそれぞれ一部	研究本部の情報業務に関する判断の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集の関心及び能力並びに分析能力が推察され、じ後の情報収集業務に支障をきたし、我が国の防衛及び警備上の能力を減じる等
		別冊第 2 の 2 - 1, 2 - 9, 2 - 12, 2 - 15 ないし 2 - 18 のそれぞれ一部	

			の影響が生じるおそれがあり、 ひいては我が国の安全を害する おそれがあることから、法5条 3号に該当するため不開示とし た。
--	--	--	--